証券コード　3134
平成28年７月11日

株　主　各　位

神奈川県小田原市栄町二丁目９番39号
Ｈａｍｅｅ株式会社
代表取締役社長ＣＥＯ・ＣＯＯ　樋　口　敦　士

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年７月27日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年７月28日（木曜日）午前10時

２．場　　所　神奈川県小田原市城内８番10号
報徳二宮神社　報徳会館
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第18期（平成27年５月１日から平成28年４月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第18期（平成27年５月１日から平成28年４月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　案
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件
第４号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://hamee.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年５月１日から
平成28年４月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日銀主導の経済・金融政策の継続により企業収益の回復や雇用環境の改善が進みましたが、その一方で、アジア新興国の景気減速や円高の再燃等により外部環境の悪化が表面化しており、その先行きについては不透明感が増してきております。一方で、平成28年６月に経済産業省が発表した「平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」によると、平成27年度（平成27年４月～平成28年３月）における日本国内のＥＣ市場規模は、前年比7.6％増の13兆7,746億円となるなど、当社グループが属するＥＣ市場については、着実な成長が続いております。

このような経営環境のもと当社グループは、モバイル（スマートフォン及び携帯電話）アクセサリーの販売について、新たなブランドのＥＣ店舗「Ｋｅｔｃｈｕｐ！」を出店するなど、多店舗多ブランド展開を進めたほか、量販店向けの卸販売を中心に利益率の高い自社企画商品の販売拡大に注力いたしました。また、自社開発のＥＣバックオフィスシステム「ネクストエンジン」について、「米Amazon（Amazon.com）用自動連携」「eBay用自動連携」といった、国内ＥＣ事業者の「越境ＥＣ」を支援するアプリのリリース及び、ＥＣショッピングモールや物流事業者のサービスと、ネクストエンジンを自動連携させる機能の提供開始など、プラットフォーム化のメリットを最大限に活用したサービスを積極的に展開いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,501,381千円（前連結会計年度比14.9％増）、営業利益は450,572千円（同34.0％増）と順調に推移いたしました。なお、円高の進行に伴い、子会社向け債権等の資産に対し、営業外費用で為替差損12,425千円を計上した結果、経常利益は427,063千円（同29.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は257,959千円（同33.8％増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

イ．コマース事業

ブランド価値の向上を目指して、デザイナー等のクリエイティブ人材の採用を積極的に行い、自社企画商品の開発に注力いたしました。ディズニー映画「モンスターズ・インク」の劇中に登場する、エネルギータンク型モバイルバッテリーや、新たに版権を取得して商品化した「ムーミン」のスマートフォンケース、働く女性をターゲットにした上品な手帳型スマートフォンケースなど、個性的な新商品を継続的にリリースしたことで、当該自社企画商品を中心に、一般消費者向けＥＣ、大手雑貨量販店、大手家電量販店向け卸販売ともにモバイルアクセサリーの販売が順調に拡大いたしました。一方で、海外展開強化に伴う先行投資の影響により、米国子会社の業績について採算的に苦戦いたしましたが、ＥＣバックオフィス業務のインド子会社への移管や、商材の充実化などにより、徐々に改善しております。

この結果、コマース事業の売上高は5,694,822千円（前連結会計年度比13.3%増）、営業利益は268,167千円（同26.0%増）となりました。

ロ．プラットフォーム事業

ＥＣ市場は引き続き拡大傾向にあり、ＥＣ事業への参入事業者も増加していることから、当社のサービス、ネクストエンジンの需要は益々高まっているものと認識しております。

国内ＥＣ事業者の越境ＥＣを支援するアプリのリリース、ＥＣモール、物流サービス、各種の決済システムとの連携強化等、ネクストエンジンをプラットフォーム化したメリットを活用したサービスを積極的に展開したことに加え、導入サポート人員の増員による新規顧客の取り込みや、システムエンジニアの採用による開発体制の強化等、人的資源を充実させ、ネクストエンジンの契約増加を図りました。これにより、総契約数2,228社（ＯＥＭ除く、前連結会計年度末比412社増）、利用店舗数16,793店（同3,321店増）、利用店舗の取引総額3,150億円（同708億円増）、受注処理件数42百万件（同９百万件増、いずれも自社調べ）となりました。

この結果、プラットフォーム事業の売上高は806,559千円（前連結会計年度比27.5%増）、営業利益は182,405千円（同47.8%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第17期 (平成27年4月期) (前連結会計年度)		第18期 (平成28年4月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
コマース事業	5,024,953千円	88.8%	5,694,822千円	87.6%	669,869千円	13.3%
プラットフォーム事業	632,695	11.2	806,559	12.4	173,863	27.5
合計	5,657,648	100.0	6,501,381	100.0	843,733	14.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は87,609千円であります。

その主なものは、ネクストエンジンの機能強化のための開発等、ソフトウェアへの投資62,320千円、本社の東京営業所の移転等建物への投資10,880千円、営業用ツール、工具、器具及び備品への投資13,945千円等であります。

なお、当社グループは事業区分ごとに資産を配分していないため、事業区分別の記載を省略しております。

③ 資金調達の状況

当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として100,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第15期 (平成25年４月期)	第16期 (平成26年４月期)	第17期 (平成27年４月期)	第18期 (当連結会計年度) (平成28年４月期)
売上高 (千円)	4,167,514	4,681,206	5,657,648	6,501,381
経常利益 (千円)	211,565	222,741	329,451	427,063
当期純利益 (千円)	141,552	121,787	192,855	257,959
親会社株主に帰属する １株当たり 当期純利益 (円)	23.05	19.72	30.98	33.16
総資産 (千円)	1,209,951	1,740,064	2,906,555	3,016,331
純資産 (千円)	552,103	675,769	1,736,724	1,993,901
１株当たり 純資産額 (円)	89.39	109.42	226.91	254.49

(注) 1．当社では、第17期より連結計算書類を作成しております。なお、第15期及び第16期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。

2．当社は平成26年12月11日付で普通株式１株につき200株、平成28年３月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第15期 (平成25年４月期)	第16期 (平成26年４月期)	第17期 (平成27年４月期)	第18期 (当事業年度) (平成28年４月期)
売上高 (千円)	4,144,736	4,660,991	5,550,852	6,266,235
経常利益 (千円)	210,154	226,273	374,314	442,622
当期純利益 (千円)	138,417	125,810	227,024	242,423
１株当たり当期純利益 (円)	22.54	20.37	36.46	31.16
総資産 (千円)	1,192,674	1,720,540	2,896,806	3,046,865
純資産 (千円)	543,760	669,570	1,756,643	2,009,371
１株当たり 純資産額 (円)	88.04	108.41	229.51	256.47

(注) 当社は平成26年12月11日付で普通株式１株につき200株、平成28年３月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Ｈａｍｅｅ Ｋｏｒｅａ Ｃｏ．，Ｌｔｄ．	600,000,000 韓国ウォン	100.0%	モバイルアクセサリーの商品企画及び仕入並びに販売
Ｈａｍｅｅ ＵＳ,Ｃｏｒｐ.	900,000.00 ＵＳドル	100.0	モバイルアクセサリー及び雑貨等の販売
Hamee Taiwan,Corp.	1,500,000 元	100.0	モバイルアクセサリー及び雑貨等の販売

(注) 第18期第４四半期連結会計期間（自　平成28年２月１日　至　平成28年４月30日）より、Hamee Taiwan, Corp.は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

⑷ 対処すべき課題

今後の事業展開において、業容を拡大し、経営基盤を安定させるために、以下の課題を認識しております。

当社グループは、これらの課題に迅速に対処してまいります。

① 全社的な課題

イ．ブランド力の強化

ＥＣ市場、モバイルアクセサリー市場は今後も大きく変化し、競争も激化することが予想されます。そのような環境の中で、顧客へより良い商品・サービスを提供することでブランド価値の向上を図るため、次のような施策を実施してまいります。

(ⅰ)商品・サービスのブランディング強化

従来までの品揃え重視の商品展開から、よりデザインやクオリティを重視し、ブランド力の向上を意識した商品企画・サービスの開発を行い、数多くの商品・サービスの中で、多くの顧客から選ばれる商品・サービス創りを行ってまいります。

（ⅱ）ＵＩ・ＵＸの重視

ネクストエンジンを始めとしたサービスの開発、ＷＥＢサイトの運営、商品の企画を行うにあたり、顧客に対してのＵＩ（注）、ＵＸ（User Experience：顧客の体験の総体）を、引き続き重視してまいります。

ロ．優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社グループにとって最も重要な経営資源と認識しております。当社グループの商品開発力やその他業務の遂行能力を維持し、継続的に発展、強化していくためには、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長機会を提供していく必要があります。当社グループにおいては、デザイナー、開発エンジニア等のクリエイティブ人材を継続的に採用し、商品クオリティの向上、開発スピードの向上等によって、ユーザーのニーズに対応していく必要があります。採用競争の激化等、雇用情勢の変化も考慮し、通常の募集広告に加え人材紹介会社の活用など様々なチャネルを利用して優秀な人材の確保に努めてまいります。

また人的基盤を強化するために、研修受講等による採用担当者のスキル向上など採用体制の強化、メンター制度活用による教育・育成・指導の実施、研修制度及び人事評価制度の充実等の各種施策を進める方針であります。

ハ．グローバル化への対応

ＥＣ市場、モバイルアクセサリー市場ともに、国内、国外の区分はなくなりつつあり、グローバル化が進んでいます。そのような状況に対処するため、海外のＥＣモール等に出店し、実際にＥＣサイトを運営しながら現地ＥＣに関連する情報収集、マーケティングを行い、ＥＣの状況を把握した上で、ネクストエンジン等のＥＣ関連サービスを展開してまいります。

当該方針に基づき、平成27年７月から同年９月にかけて、台湾、中国、インドにおいて立て続けに子会社を設立し、コマース事業を開始しております。また、平成27年12月には、韓国において同国内ＥＣ事業者向けのネクストエンジンのサービスを開始いたしました。引き続き、より現地のニーズに即した店舗展開、商品企画、サービス開発等を行ってまいります。

ニ．コンプライアンス体制の強化

近年、企業活動においては高い倫理観が求められており、コンプライアンス上の問題は経営基盤に重大な影響を及ぼすものであると考えております。当社グループでは、コンプライアンスマニュアルの制定、コンプライアンス担当役員の選任等、コンプライアンスを徹底する体制を整えておりますが、お客様からの信頼性向上のため、今後も社内教育を通してコンプライアンス体制の強化を図っていく方針であります。

（注）　ＵＩ（User Interface）とは、利用者が対象を操作するために接する部分であり、マウスやキーボード、ディスプレーといった機械的な要素、どのように操作するかという手順、画面に表示されるメニューやアイコン、ウインドウといった視覚的要素、警告音や文字の読み上げといった聴覚的要素などを指す。

② コマース事業

イ．在庫増加傾向への対応

当社グループは、他社商品との差別化やブランド力の向上を図るため、自社企画商品の開発に注力しております。しかしながら、当該商品は仕入商品に比べ、発注ロットが大きくなるため、自社企画商品の販売比率が増加するに伴い、在庫が増加する傾向が見られます。また、製造工場は中国に多く所在しており、春節時には工場が休業となることから、事前に在庫を積み増す等の対処が必要となるため、時期によって在庫水準が大きく変動いたします。

インターネット通信販売と卸販売という二つの販売チャネルを有することで、在庫リスクを極力回避しつつ、自社企画商品の開発を行うことができるという、当社グループの強みを活かしながら、引き続きＥＣとリアル店舗のトレンドをしっかり押さえ、適切な商品ラインナップと発注量のコントロールにより、在庫過多の発生を防ぐ方針であります。

ロ．商品供給スピードの向上

コマース事業が属するモバイルアクセサリー業界においては、商品のライフサイクルが短いという傾向にあるため、他社よりも早く新機種の情報を得て、関連商品を展開していく必要があります。仕入先企業と緊密な連携を取り、自社企画商品の市場への投入スピードをアップさせ、変化するニーズに対応する方針であります。

ハ．業務のシステム化

コマース事業においては、売上１件当たりの単価が低いことから、売上の増加に伴って、業務負担がより大きく増加します。一つ一つの業務の効率化を図るため、ネクストエンジンの活用によって業務のシステム化を図り、増加する業務負担及びコストの削減を目指します。

③ プラットフォーム事業

イ．多様化する顧客ニーズへの対応

ネクストエンジンはクラウド型のサービスであるため、機能強化や仕様変更を行うと全てのユーザーの使い勝手に影響が及ぶことから、ユーザー数が増加するにしたがって、ユーザー企業の個別ニーズに細やかに対応することは難しくなります。

その課題に対処するため、ネクストエンジンのＡＰＩを公開し、プラットフォーム化することにより、様々な機能を備えた「ネクストエンジンアプリ」がオプションとして開発・利用できる環境を実現しました。今後、ネクストエンジンのメイン機能については使いやすさを重視した機能強化に努め、カスタマイズニーズに対しては、ＡＰＩ公開によるメリットを最大限活かしたサービス「ネクストエンジンオーダーメイド」の積極的な展開と、自社開発、他社開発を問わず多くのアプリを連携させることで、幅広い顧客ニーズに対応できるクラウドサービスを目指します。

ロ．ネクストエンジンの解約の抑制

ネクストエンジンのユーザー企業の中には、契約後、運用方法を十分に習得できずに解約していく企業があり、解約数は契約数の増加に伴い増加傾向にあります。

サポート部門の人員増強による導入時のフォロー体制の充実化や、初期設定を簡便にするツールの開発等の諸施策が解約数の抑制に効果を発揮しつつありますが、一層解約率を減少させることを目的として、今後ネクストエンジンのＵＩを改善し、マニュアルやサポートに頼ることなく誰でも簡単に初期設定が可能となるような仕組みを整備してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年４月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社３社の合計４社で構成されており、Philosophy「We Create the Best “e” for the Better “e” World.」の下、Vision「happy mobile, easy e-commerce」（下線部分をつなげて当社の社名としております）を掲げ、「happy mobile」を実現するためのモバイル（スマートフォン及び携帯電話）アクセサリーの企画・デザイン、インターネット販売及び卸販売事業（コマース事業）、「easy e-commerce」を実現するためのＥＣ事業者向けクラウド型業務マネジメントプラットフォームの開発・提供事業（プラットフォーム事業）の２事業を行っております。それぞれの事業の内容は以下のとおりであります。

① コマース事業

当事業においては、モバイル（スマートフォン及び携帯電話）アクセサリーを主とした雑貨等の商品企画、仕入を行い、それら商品につき、主に一般消費者へのインターネット通信販売並びに大手雑貨量販店、大手家電量販店等への卸販売を行っております。なお、当事業は国内だけでなく、海外の連結子会社を通じてインターネット通信販売及び小売り事業者向けの卸販売を行っており、インターネット通信販売においては、自社サイトの運営だけでなく、国内外のＥＣショッピングモール等への出店も行っております。

② プラットフォーム事業

当事業においては、自社サイトやインターネットショッピングモール等でインターネット通販を展開するＥＣ事業者向けに、ネットショップ運営に必要なバックオフィス業務を一元管理できるクラウド・ＡＳＰサービス「ネクストエンジン」を開発・提供しております。このサービスは、「① コマース事業」にて記載した当社自身によるＥＣ商品販売事業のために開発・改良したシステムを社外に提供しているものです。なお、平成27年12月に、韓国において、ネクストエンジンのサービス提供を開始いたしました。

⑹ 主要な営業所（平成28年４月30日現在）

① 当社

本　　社	神奈川県小田原市
営　業　所	東京営業所（東京都港区） 大阪営業所（大阪府大阪市北区）

② 子会社

Ｈａｍｅｅ　Ｋｏｒｅａ Ｃｏ．，Ｌｔｄ．	本社（韓国ソウル市）
Ｈａｍｅｅ　ＵＳ，Ｃｏｒｐ．	本社（米国カリフォルニア州）
Hamee Taiwan,Corp.	本社（台湾台北市）

⑺ 使用人の状況（平成28年４月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事　業　区　分	使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
コ　マ　ー　ス　事　業	100（21）名	23名増（　－　）
プラットフォーム事業	65（ 6）	25名増（5名減）
全　社　（　共　通　）	19（ 4）	5名増（　－　）
合　　計	184（31）	53名増（5名減）

（注）1．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均雇用人員を（　）外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門の従業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149（27）名	41名増（9名減）	31.6歳	3.6年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年４月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	135,660千円
株式会社三井住友銀行	113,368
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	100,000
株式会社横浜銀行	33,850

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成28年４月30日現在）

① 発行可能株式総数　24,000,000株

② 発行済株式の総数　7,834,800株

③ 株主数　2,197名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
ＡＯＩ株式会社	2,656,000株	33.90%
樋口敦士	2,416,000	30.83
北村和順	320,000	4.08
Ｈａｍｅｅ従業員持株会	103,000	1.31
株式会社ＳＢＩ証券	96,500	1.23
日本証券金融株式会社	90,700	1.15
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）	90,000	1.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	90,000	1.14
樋口知成	80,000	1.02
鈴木淳也	52,000	0.66

（注）１．平成28年１月19日開催の取締役会決議により、平成28年３月１日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は18,000,000株増加し、24,000,000株となっております。

２．平成28年１月19日開催の取締役会決議により、平成28年３月１日付で１株を４株に分割し、発行済株式の総数は5,870,100株増加し、7,826,800株となっております。

３．平成28年３月１日以降、新株予約権の行使により発行済株式の総数は8,000株増加しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成22年４月29日	平成24年４月26日
新株予約権の数		242個	89個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 193,600株 （新株予約権１個につき800株）	普通株式 71,200株 （新株予約権１個につき800株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 14,750円 （１株当たり 19円）	新株予約権１個当たり 34,760円 （１株当たり 44円）
権利行使期間		平成24年４月30日から 平成32年４月28日まで	平成26年４月27日から 平成34年４月25日まで
行使の条件		（注）１.	（注）１.
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 26個 目的となる株式数 20,800株 保有者数 2名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 2名

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		平成25年４月25日	平成26年４月22日
新株予約権の数		136個	109個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 108,800株 （新株予約権１個につき800株）	普通株式 87,200株 （新株予約権１個につき800株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 130,000円 （１株当たり 163円）	新株予約権１個当たり 130,000円 （１株当たり 163円）
権利行使期間		平成27年４月27日から 平成35年４月24日まで	平成28年５月９日から 平成36年４月21日まで
行使の条件		（注）１.	（注）１.
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 37個 目的となる株式数 29,600株 保有者数 4名

（注）1．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

イ．新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社のグループ会社の取締役、監査役及び従業員（当社若しくは所属する当社グループ会社の就業規則又は同等の規定の定義による）のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

ロ．新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権者の配偶者又は子の場合に限り新株予約権を行使することができる。

ハ．新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して新株予約権を行使することができない。

2．平成26年11月18日開催の取締役会決議により、平成26年12月11日付で普通株式１株につき200株、平成28年１月19日開催の取締役会決議により、平成28年３月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年４月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	樋口 敦士	
取締役	水島 育大	コーポレート統括本部　本部長
取締役	鈴木 淳也	プラットフォーム事業部　事業部長
取締役	三尋木 準	コマース事業部　事業部長
取締役	光野 聖史	グローバル事業部　事業部長 Hamee Korea Co.,Ltd.　代表取締役 Hamee US,Corp.　代表取締役
取締役	八木 啓太	ビーサイズ株式会社　代表取締役
常勤監査役	齊藤 修一	
監査役	金島 秀人	株式会社アストロバイオファーマ　代表取締役
監査役	本行 隆之	株式会社Stand by C Advisory　社外監査役 シロウマサイエンス株式会社　社外取締役 株式会社Stand by C京都　代表取締役

（注）１．八木啓太氏は、社外取締役であります。

２．監査役齊藤修一氏及び監査役金島秀人氏並びに監査役本行隆之氏は、社外監査役であります。

３．監査役本行隆之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・監査役本行隆之氏は、公認会計士の資格を有しております。

４．平成27年７月30日開催の第17回定時株主総会において、光野聖史氏、八木啓太氏の２名が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

５．当社は、取締役八木啓太氏並びに常勤監査役齊藤修一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

６．当社は執行役員制度を導入しております。平成28年４月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	北村 和順	社長室　室長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小　俣　勇　次	平成27年7月30日	辞任	取締役副社長 グローバル事業部事業部長

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (1)	79,599千円 (1,800)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	14,040 (14,040)
合計 （うち社外役員）	10 (4)	93,639 (15,840)

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成26年11月7日開催の臨時株主総会において、年額130,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2．監査役の報酬限度額は、平成25年3月11日開催の臨時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役八木啓太氏は、ビーサイズ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役金島秀人氏は、株式会社アストロバイオファーマの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役本行隆之氏は、株式会社Stand by C Advisoryの社外監査役及びシロウマサイエンス株式会社の社外取締役並びに株式会社Stand by C京都の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　八　木　啓　太	平成27年7月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。企業経営者としての経験と幅広い知見、デザインエンジニアとしての独創的な感性を有しており、その経験や知見、感性を当社経営の様々な側面において、独立した立場で活かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　齊　藤　修　一	当事業年度に開催された取締役会26回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。企業の内部統制構築に関する深い知識と経験から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役　金　島　秀　人	当事業年度に開催された取締役会26回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。米国におけるベンチャー企業の経営者としての豊富な経験により、グローバルな見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役　本　行　隆　之	当事業年度に開催された取締役会26回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,855千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,855

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、会計に関する相談業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 過去２年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成２７年１２月２２日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成２８年１月１日から同年３月３１日まで）の処分を受けました。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

イ. 社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力を挙げてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。

ロ. 企業倫理については、コンプライアンスマニュアルを策定し、全ての役員及び社員に対して、企業倫理に関する具体的行動指針とする。

ハ. 企業倫理の責任を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持のため、コンプライアンス担当役員が、マネージャー会議または重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。

ニ. より風通しの良い企業風土の醸成に努め、社内に内部通報窓口、社外にコンプライアンス相談・通報窓口を設置し、法令違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

ホ. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

② リスクマネジメントに関する規程その他の体制

当社は、リスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

イ. リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため、リスク管理規程を策定する。

ロ. リスクマネジメントに関して、リスク管理担当役員が、マネージャー会議または重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。

ハ. また、リスクマネジメントを行うため、リスクの分類とリスク種類別の管理を行う。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

イ．組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織管理規程及び権限の分掌を定める職務権限規程を策定する。

ロ．取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行う。

④　取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

イ．取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

ロ．個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、当社グループが適正な事業運営を行い、グループとしての成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

イ．危機発生時の本社への連絡体制を整備する。

ロ．不祥事等の防止のための社員教育を実施する。

ハ．情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。

ニ．本社へ定期的に財務状況等の報告を行う。

ホ．本社の内部監査部門等による監査を実施する。

⑥　監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助すべき社員について以下の取り組みを行う。

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務補助のための使用人を配置する。

ロ．監査役の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの指示、命令を受けないこととし、人事に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。

⑦　取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行う。

イ．取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。

(ⅰ)マネージャー会議で報告された事項

(ⅱ)会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項

(ⅲ)月次決算報告

(ⅳ)内部監査の状況

(ⅴ)法令・定款等に違反するおそれのある事項

(ⅵ)内外通報窓口への通報状況

(ⅶ)上記以外のコンプライアンス上重要な事項

ロ．監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。

ハ．監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

ニ．監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。

⑹　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．社員就業規則等において、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力を挙げてその職務の遂行に専念すべき義務を定めております。

ロ．コンプライアンスマニュアルを策定し、全社員に対して定期的に内容の周知を行うことで、コンプライアンス意識の醸成を図っております。

ハ．コンプライアンス担当役員は、マネージャー会議または重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行っております。

ニ．社内に内部通報窓口、社外にコンプライアンス相談・通報窓口を設置し、適切に運用しております。

ホ．取引開始時のチェック体制によって、反社会的勢力との取引を水際で防止するよう努めております。また、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応いたします。

② リスクマネジメントに関する規程その他の体制

イ. リスク管理規程を策定し運用しております。

ロ. リスク管理担当役員は、マネージャー会議または重要な事項がある場合は、取締役会においてリスクマネジメントに関する報告を行っております。

ハ. リスクの分類とリスク種類別の管理を行っております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 組織管理規程及び職務権限規程を策定し、適切に運営しております。

ロ. 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行っております。

④ 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理しております。

ロ. 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理しております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. グループ内連絡ツールにより、常時連絡がとれる体制としております。

ロ. コーポレート統括本部よりグループ会社の代表者に対し、社員教育の徹底を指導しております。

ハ. 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制整備の一環としてプライバシーマークを取得しております。

ニ. 月次のマネージャー会議にて、財務状況等の報告を行っております。

ホ. 本社の内部監査部門等による監査を実施しております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務補助のための使用人を配置することとしております。

ロ. 監査役の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの指示、命令を受けないこととし、人事に関しては、監査役会の同意を得た上で決定いたします。

⑦　取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．定期的もしくは適宜取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告しております。

(ⅰ)マネージャー会議で報告された事項

(ⅱ)会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項

(ⅲ)月次決算報告

(ⅳ)内部監査の状況

(ⅴ)法令・定款等に違反するおそれのある事項

(ⅵ)内外通報窓口への通報状況

(ⅶ)上記以外のコンプライアンス上重要な事項

ロ．代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施しております。

ハ．監査役は取締役会のほか、マネージャー会議等の重要な会議に出席しております。

ニ．利用した実績はありませんが、監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることを認めております。

連結貸借対照表

(平成28年4月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,644,434**	**流動負債**	**821,523**
現金及び預金	1,102,790	買掛金	150,974
売掛金	801,971	短期借入金	100,000
商品	589,238	1年内返済予定の長期借入金	114,984
貯蔵品	87	未払金	199,561
繰延税金資産	42,911	未払費用	87,861
その他	113,931	未払法人税等	106,388
貸倒引当金	△6,496	賞与引当金	38,129
固定資産	**364,109**	返品調整引当金	6,744
有形固定資産	**51,584**	ポイント引当金	1,403
建物	38,712	その他	15,477
工具、器具及び備品	12,871	**固定負債**	**200,906**
無形固定資産	**187,400**	長期借入金	167,894
ソフトウエア	91,510	退職給付に係る負債	13,121
商標権	95,861	資産除去債務	19,891
その他	28	**負債合計**	**1,022,430**
投資その他の資産	**125,124**	(純資産の部)	
投資有価証券	565	**株主資本**	**1,988,609**
関係会社株式	41,084	**資本金**	**524,214**
保険積立金	26,978	**資本剰余金**	**444,214**
繰延税金資産	7,260	**利益剰余金**	**1,020,181**
その他	49,235	**その他の包括利益累計額**	**5,292**
繰延資産	**7,787**	**為替換算調整勘定**	**5,292**
株式交付費	7,787	**純資産合計**	**1,993,901**
資産合計	**3,016,331**	**負債純資産合計**	**3,016,331**

連結損益計算書

（平成27年５月１日から
平成28年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,501,381**
売上原価		**3,812,283**
売上総利益		**2,689,098**
返品調整引当金戻入額		5,552
返品調整引当金繰入額		6,744
差引売上総利益		**2,687,905**
販売費及び一般管理費		**2,237,332**
営業利益		**450,572**
営業外収益		
受取利息	304	
受取補償金	878	
助成金収入	250	
その他	711	2,145
営業外費用		
支払利息	3,663	
支払保証料	3,551	
株式交付費償却	4,062	
為替差損	12,425	
その他	1,950	25,654
経常利益		**427,063**
特別損失		
固定資産除却損	953	953
税金等調整前当期純利益		**426,109**
法人税、住民税及び事業税	167,225	
法人税等調整額	924	168,149
当期純利益		**257,959**
親会社株主に帰属する当期純利益		**257,959**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年５月１日から
平成28年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成27年５月１日残高	519,061	439,061	762,221	1,720,344
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	5,152	5,152		10,304
親会社株主に帰属する当期純利益			257,959	257,959
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	5,152	5,152	257,959	268,264
平成28年４月30日残高	524,214	444,214	1,020,181	1,988,609

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成27年５月１日残高	16,379	16,379	1,736,724
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			10,304
親会社株主に帰属する当期純利益			257,959
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△11,087	△11,087	△11,087
連結会計年度中の変動額合計	△11,087	△11,087	257,177
平成28年４月30日残高	5,292	5,292	1,993,901

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　3社

・主要な連結子会社の名称　Hamee Korea Co.,Ltd.
Hamee US,Corp.
Hamee Taiwan,Corp.

② 連結の範囲の変更　Hamee Taiwan,Corp.については、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

③ 非連結子会社の名称等

・非連結子会社　Hamee Shanghai Trade Co., Ltd
Hamee India Pvt. Ltd.

（連結の範囲から除いた理由）　非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵ 持分法の適用に関する事項

・持分法を適用しない非連結子会社の名称等
Hamee Shanghai Trade Co., Ltd
Hamee India Pvt. Ltd.

（持分法を適用しない理由）　持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

⑶ 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

⑷ 表示方法の変更

（連結損益計算書）

① 前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取補償金」は650千円であります。

② 前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「株式交付費償却」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「株式交付費償却」は338千円であります。

⑸ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちHamee Korea Co.,Ltd.及びHamee Taiwan,Corp.の決算日は３月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。Hamee US,Corp.の決算日は、連結会計年度と一致しております。

⑹ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．投資有価証券

・その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・商品

総平均法を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物　　3年～15年

・工具、器具及び備品　　2年～10年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

・ソフトウエア　　3年～5年

・商標権　　3年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金　　売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金　　従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 返品調整引当金　　返品による損失に備えるため、過去の返品率及び売上総利益率を勘案し、損失見込額を計上しております。

ニ. ポイント引当金　　自社ＥＣサイトにおけるポイントサービスの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末において利用実績率に基づき将来の利用見込み額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度の期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費　　株式交付後3年間で定額法により償却する方法を採用しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　50,631千円

⑵ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	450,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	350,000千円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　7,834,800株

⑵ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年7月28日定時株主総会	普通株式	23,504	利益剰余金	3.00	平成28年4月30日	平成28年7月29日

⑶ 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　192,800株

4．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は２ヶ月以内の支払期限であります。借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の債務不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に沿って、当社管理部門が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

当社管理部門が、適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

ハ. 市場リスクの管理（為替や金利等の変動リスク）

外貨建て売上取引について、外貨建て売上計上時と外貨決済（外貨入金）時の為替レートの変動による為替差損益を計上しております。外貨資金需要があるので、原則として外貨を外貨のまま保有し外貨支払にあてております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された時価が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

平成28年４月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	1,102,790千円	1,102,790千円	－千円
⑵ 売掛金	801,971	801,971	－
資産計	1,904,762	1,904,762	－
⑴ 買掛金	150,974	150,974	－
⑵ 短期借入金	100,000	100,000	－
⑶ 未払金	199,561	199,561	－
⑷ 未払法人税等	106,388	106,388	－
⑸ 長期借入金（注）１	282,878	283,558	680
負債計	839,801	840,482	680

（注）１．１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2．金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

⑴　買掛金、⑵　短期借入金、⑶　未払金、⑷　未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しております。

5．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　254円49銭

⑵　1株当たり当期純利益　33円16銭

（注）1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

6．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年4月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,659,401**	**流動負債**	**849,708**
現金及び預金	1,032,254	買掛金	184,784
売掛金	817,425	短期借入金	100,000
商品	538,785	1年内返済予定の長期借入金	114,984
貯蔵品	87	未払金	165,649
前渡金	47,261	未払費用	80,001
前払費用	20,723	未払法人税等	101,997
未収収益	652	未払消費税	31,235
関係会社短期貸付金	128,519	前受金	1,499
繰延税金資産	35,879	預り金	23,355
その他	44,848	賞与引当金	38,129
貸倒引当金	△7,037	返品調整引当金	6,744
固定資産	**379,676**	ポイント引当金	1,327
有形固定資産	**49,198**	**固定負債**	**187,785**
建物	38,100	長期借入金	167,894
工具、器具及び備品	11,098	資産除去債務	19,891
無形固定資産	**91,279**	**負債合計**	**1,037,493**
ソフトウエア	91,250	(純資産の部)	
その他	28	**株主資本**	**2,009,371**
投資その他の資産	**239,198**	**資本金**	**524,214**
投資有価証券	565	**資本剰余金**	**444,214**
関係会社株式	147,215	資本準備金	444,214
保険積立金	26,978	**利益剰余金**	**1,040,943**
繰延税金資産	21,883	利益準備金	2,500
その他	42,555	その他利益剰余金	1,038,443
繰延資産	**7,787**	繰越利益剰余金	1,038,443
株式交付費	7,787	**純資産合計**	**2,009,371**
資産合計	**3,046,865**	**負債純資産合計**	**3,046,865**

損 益 計 算 書

（平成27年５月１日から
平成28年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**6,266,235**
売上原価		**3,887,721**
売上総利益		**2,378,513**
返品調整引当金戻入額		5,552
返品調整引当金繰入額		6,744
差引売上総利益		**2,377,321**
販売費及び一般管理費		**1,921,257**
営業利益		**456,063**
営業外収益		
受取利息	865	
受取補償金	723	
助成金収入	250	
その他	511	2,351
営業外費用		
支払利息	3,621	
支払保証料	3,551	
株式交付費償却	4,062	
為替差損	2,053	
その他	2,502	15,791
経常利益		**442,622**
特別損失		
関係会社株式評価損	58,379	
固定資産除却損	667	59,047
税引前当期純利益		**383,575**
法人税、住民税及び事業税	165,133	
法人税等調整額	△23,981	141,152
当期純利益		**242,423**

株主資本等変動計算書

（平成27年５月１日から
平成28年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	519,061	439,061	439,061	2,500	796,019	798,519	1,756,643	1,756,643
当期変動額								
新株の発行	5,152	5,152	5,152				10,304	10,304
当期純利益					242,423	242,423	242,423	242,423
当期変動額合計	5,152	5,152	5,152	－	242,423	242,423	252,728	252,728
当期末残高	524,214	444,214	444,214	2,500	1,038,443	1,040,943	2,009,371	2,009,371

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

イ．商品

総平均法を採用しております。

ロ．貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物　　8年～15年

・工具、器具及び備品　　3年～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

・ソフトウエア　　3年～5年

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③ 返品調整引当金　返品による損失に備えるため、過去の返品率及び売上総利益率を勘案し、損失見込額を計上しております。

④ ポイント引当金　自社ＥＣサイトにおけるポイントサービスの将来の利用に備えるため、当事業年度末において利用実績率に基づき将来の利用見込み額を計上しております。

⑷ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費　株式交付後３年間で定額法により償却する方法を採用しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．表示方法の変更

(損益計算書)

① 前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。
なお、前事業年度の「受取補償金」は504千円であります。

② 前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「株式交付費償却」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。
なお、前事業年度の「株式交付費償却」は338千円であります。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　45,483千円

⑵　関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権	172,792千円
②　長期金銭債権	－千円
③　短期金銭債務	64,377千円
④　長期金銭債務	－千円

⑶　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	450,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	350,000千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	107,546千円
仕入高	822,558千円
営業取引以外の取引高	19,913千円

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

6．関連当事者との取引の注記

子会社

(単位：千円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	HameeKorea Co.,Ltd.	所有 直接100.0%	雑貨等商品の販売・役員の兼任	物販等商品仕入(注 1) 増資の引受 利息の受取　(注 2) 資金の貸付　(注 2)	822,328 53,142 624 105,594	買掛金 － 未収収益 関係会社短期貸付金	48,822 － 624 128,519
子会社	HameeUS, Corp.	所有 直接100.0%	雑貨等商品の販売・役員の兼任	商品運賃の立替(注 3) 増資の引受け 海外取引決済資金の預り(注 4)	33,333 48,672 31,664	立替金 － 預り金	11,295 － 10,496

(注)取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1)　商品の購入については、同社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注 2)　資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注 3)　商品運賃支払の一時的な立替をしております。

(注 4)　海外運営サイトの取引決済資金を当社の所有する金融機関口座に一部預金を預っております。なお、当該預り金に関しては無利息としております。

7．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　256円47銭

⑵　1株当たり当期純利益　31円16銭

(注)　1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

Ｈａｍｅｅ株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　本　秀　仁　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栄　野　正　成　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、Ｈａｍｅｅ株式会社の平成２７年５月１日から平成２８年４月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Ｈａｍｅｅ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

Ｈａｍｅｅ株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　本　秀　仁　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　巽　野　正　成　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、Ｈａｍｅｅ株式会社の平成２７年５月１日から平成２８年４月３０日までの第１８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年５月１日から平成28年４月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月17日

Ｈａｍｅｅ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　齊藤修一　㊞

社外監査役　金島秀人　㊞

社外監査役　本行隆之　㊞

以　上

第1号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式1株につき金3円　　総額は２３，５０４，４００円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年7月29日

第2号議案　取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（6名）は任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	樋口 敦士（ひぐち あつし） (昭和52年3月24日)	平成10年５月　マクロウィル有限会社（現Hamee株式会社）設立　代表取締役社長 平成27年７月　Hamee Taiwan,Corp.設立　董事（現任） 平成28年５月　代表取締役社長ＣＥＯ・ＣＯＯ（現任）	2,416,000株
2	水島 育大（みずしま いくひろ） (昭和57年11月30日)	平成17年４月　株式会社横浜銀行入行 平成20年４月　当社入社 平成21年５月　経営管理部マネージャー 平成23年５月　執行役員　経営管理部マネージャー 平成25年５月　取締役　経営管理部マネージャー 平成26年12月　取締役　コーポレート統括本部本部長 平成27年７月　Hamee Taiwan,Corp.設立　董事（現任） 平成28年５月　取締役ＣＦＯ・ＣＡＯ　コーポレート統括本部本部長（現任）	47,600株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	すずき じゅんや 鈴木淳也 (昭和54年4月2日)	平成14年４月　株式会社アイヴィス入社 平成17年８月　当社入社　システム部マネージャー 平成22年５月　執行役員　システム部マネージャー 平成25年５月　執行役員　ＥＣシステム事業担当 平成25年７月　取締役　ＥＣシステム事業部事業部長 平成26年５月　取締役　プラットフォーム事業部事業部長 平成28年２月　ネクストエンジンＡＩラボ　所長（現任） 平成28年５月　取締役ＣＴＯ・ＣＣＯ　プラットフォーム事業部事業部長（現任）	52,000株
4	みひろぎ じゅん 三尋木準 (昭和55年11月１日)	平成16年10月　当社入社　卸部マネージャー 平成22年５月　執行役員　法人営業部マネージャー 平成25年４月　執行役員　ＷＥＢ営業本部担当 平成25年５月　執行役員　ＥＣ＆Ｓａｌｅｓ事業部担当 平成25年７月　取締役　ＥＣ＆Ｓａｌｅｓ事業部事業部長 平成26年５月　取締役　コマース事業部事業部長（現任）	16,000株
5	こう の せい じ 光野聖史 (昭和59年4月7日)	平成21年６月　当社入社 平成23年９月　Strapya Korea Co.,Ltd.（現Hamee Korea Co.,Ltd.）取締役就任 平成25年４月　Strapya Korea Co.,Ltd.（現Hamee Korea Co.,Ltd.）代表取締役社長（現任） 平成27年７月　取締役　グローバル事業部事業部長（現任） Hamee US,Corp.　代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） Hamee Korea Co.,Ltd.　代表取締役社長 Hamee US,Corp.　代表取締役社長	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	やぎ　けいた 八木　啓太 (昭和58年2月26日)	平成19年4月　富士フイルム株式会社入社 平成23年9月　ビーサイズ株式会社設立 代表取締役就任（現任） 平成27年7月　当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) ビーサイズ株式会社代表取締役	－株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 八木啓太氏は、社外取締役候補者であります。
3. 八木啓太氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての経験と幅広い知見、デザインエンジニアとしての独創的な感性を有しており、その経験や知見、感性を当社経営の様々な側面で活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 八木啓太氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 光野聖史氏は、Hamee Korea Co.,Ltd.及びHamee US,Corp.の代表取締役社長であり、両社は当社の特定関係事業者（連結子会社）に該当いたします。
6. 当社は、八木啓太氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。なお、八木啓太氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、八木啓太氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案　取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社は、平成26年11月7日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額につきまして年額130百万円以内とする旨承認頂き現在に至っておりますが、第4号議案のご承認が得られることを前提に、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することに伴い、取締役の報酬額とは別枠で、取締役に対する報酬として新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の無償発行は会社法第361条に規定される取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、別枠の報酬として当社取締役に割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。当社取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、後記により算定される新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額となります。

なお、第2号議案「取締役6名選任の件」をご承認いただいた場合、割当てを受ける当社取締役（社外取締役を除く）は4名となり、当社取締役への新株予約権の割当数28,000個を上限といたします。

当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

また、当社は、新株予約権が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、国際競争力の増大に資することを目的として割り当てられるストック・オプションであること等から、その具体的な内容は、当社取締役への報酬等として相当なものであると考えております。

1．取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社並びに当社子会社の取締役が株主の皆様と利益意識を共有することを主眼に、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させ、業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、当社グループの企業価値向上に資することを目的とするものであります。

2．新株予約権の内容及び数の上限等

（1）新株予約権の割当ての対象者

当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員

（2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

取締役については当社普通株式28,000株を上限とする。

新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、１株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（3）新株予約権の総数

取締役については28,000個を上限とする。

（4）新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに、金銭の払込みを要しないものとする。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき１株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、当会社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（6）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から２年を経過した日より2026年７月27日までとする。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

（7）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（8）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（9）新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社のグループ会社の取締役、監査役及び従業員（当社もしくは所属する当社グル

ープ会社の就業規則または同等の規定の定義による。）のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権者の配偶者または子の場合に限り新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して新株予約権を行使することができない。

(10) 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、前記（9）に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(11) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（5）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記（6）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記（9）に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（7）に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記（10）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、当社取締役会により決定する。

3．新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4．この募集新株予約権の発行に関し必要な事項が生じた場合は、今後の当社取締役会において決定する。

第4号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く）は５名であり、第２号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（社外取締役を除く）は５名となります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社並びに当社子会社の取締役及び従業員等が株主の皆様と利益意識を共有することを主眼に、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させ、業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、当社グループの企業価値向上に資することを目的とするものであります。

２．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

（１）新株予約権の割当ての対象者

当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員

（２）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式126,000株を上限とする。

このうち、当社及び当社子会社の取締役に対しては普通株式43,000株を上限とする。

新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、１株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

（3）新株予約権の総数

126,000個を上限とする。

このうち、当社及び当社子会社の取締役に対しては43,000個を上限とする。

（4）新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに、金銭の払込みを要しないものとする。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき１株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、当会社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（6）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から２年を経過した日より2026年７月27日までとする。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

（7）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（8）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（9）新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社のグループ会社の取締役、監査役及び従業員（当社もしくは所属する当社グループ会社の就業規則または同等の規定の定義による。）のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権者の配偶者または子の場合に限り新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して新株予約権を行使することができない。

（10）新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、前記（9）に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(11) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（5）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記（6）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記（9）に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（7）に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記（10）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、当社取締役会により決定する。

3．新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

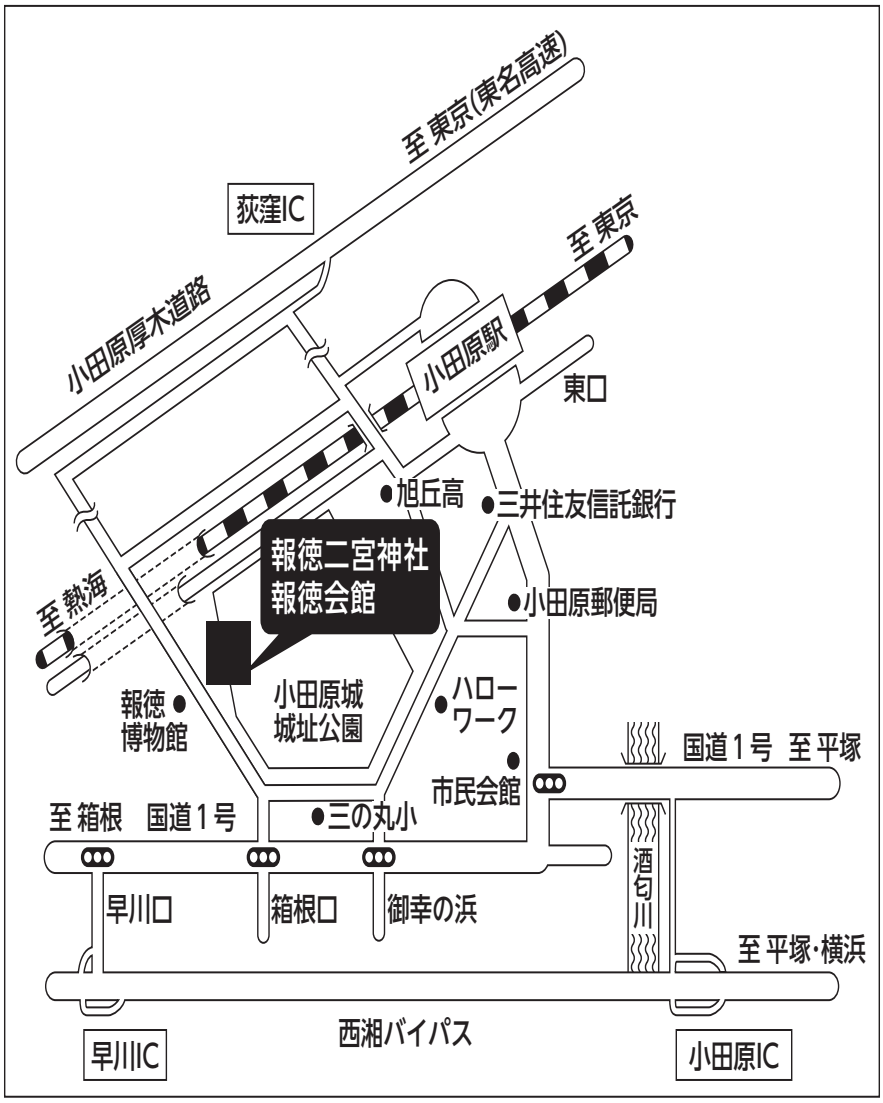
4．この募集新株予約権の発行に関し必要な事項が生じた場合は、今後の当社取締役会において決定する。

以上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県小田原市城内８番10号
報徳二宮神社　報徳会館
電話　０４６５－２３－３２４６



交通　ＪＲ線、小田急線：小田原駅東口より徒歩15分・タクシー３分
西湘バイパス小田原ＩＣより車で５分
小田原厚木道路荻窪ＩＣより車で５分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。